

投資委員会命令

第 2/2563 号

件名：小委員会の任命

投資奨励を円滑かつ効率的に進めるため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条の権限および仏暦 2563 年（2020 年）11 月 4 日付第 1/2563 回投資委員会会議の決議に基づき、仏暦 2562 年（2019 年）9 月 30 日付投資委員会命令第 2/2562 号「以前任命した小委員会の任命」を廃止し、新小委員会を任命する。その構成、権限および役割は以下の通りである。

1. プロジェクト審査小委員会

1.1 構成

(1) 投資委員長官	小委員会委員長
(2) 投資委員会副長官	小委員
(3) 投資顧問	小委員
(4) 国家経済社会開発評議会事務局の代表	小委員
(5) 財政政策局の代表	小委員
(6) 工業経済局の代表	小委員
(7) 天然資源・環境政策計画局の代表	小委員
(8) 工場局の代表	小委員
(9) タイ工業団地公団の代表	小委員
(10) 中小企業振興庁の代表	小委員
(11) 国家科学技術開発局の代表	小委員
(12) タイ中央銀行の代表	小委員
(13) タイ工業連盟の代表	小委員
(14) タイ貿易院の代表	小委員
(15) タイ銀行協会の代表	小委員
(16) 投資委員会事務局の係官	小委員
	および事務員

1.2 権限および役割

(1) 下記の件の認可・不認可の審査

(1.1) ターゲット技術開発プロジェクト審査小委員会、生産効率向上措置に基づくプロジェクト審査小委員会または事務局に委任していない投資規模が 2 億パーツ以上～20 億パーツを超えない（土地代および運転資金を除く）プロジェクト、および投資規模が 20 億パーツ以上（土地代および運転資金を除く）の輸出向け製品の製造事業であるプロジェクトに対する投資奨励

(1.2) プロジェクトの改定変更、投資規模が 20 億パーツ以上（土地代および運転資金を除く）のプロジェクトに対し追加の税務恩典の付与、およびターゲット技術開発プロジェクト審査小委員会、生産効率向上措置に基づくプロジェクト審査小委員会または事務局に委任していない全投資規模の奨励プロジェクトの実施期間の延長

(2) プロジェクト審査小委員会、ターゲット技術開発プロジェクト審査小委員会および事務局に委任していない投資規模が 20 億パーツ以上（土地代および運転資金を除く）のプロジェクトに対する投資奨励の審査

(3) 委員会または委員長が委ねるその他の任務

2. ターゲット技術開発プロジェクト審査小委員会

2.1 構成

(1) 投資委員長官	小委員会委員長
(2) 投資委員会副長官	小委員
(3) 投資顧問	小委員
(4) 工場局の代表	小委員
(5) 食品医薬品局の代表	小委員
(6) 天然資源・環境政策計画局の代表	小委員
(7) デジタル経済推進局の代表	小委員
(8) 工業経済事務局の代表	小委員
(9) 国家研究評議会事務局の代表	小委員
(10) 国家高等教育科学研究イノベーション政策 議会事務局の代表	小委員
(11) 国家科学技術開発局の代表	小委員
(12) タイ工業団地公団の代表	小委員

(13) 国家遺伝子生命工学研究センターの代表	小委員
(14) 国家ナノテクノロジーセンターの代表	小委員
(15) 国家金属材料技術センターの代表	小委員
(16) 国家電子・コンピュータ技術センターの代表	小委員
(17) 生命科学研究所の代表	小委員
(18) タイ工業連盟の代表	小委員
(19) タイ貿易院の代表	小委員
(20) タイ銀行協会の代表	小委員
(21) 投資委員会事務局の係官	小委員

および事務員

2.2 権限および役割

(1) 下記の件の認可・不認可の審査

(1.1) バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術の4グループのターゲット技術開発に関係する業種およびその技術開発の支援サービス事業において投資奨励を申請するプロジェクト、または特別審議が必要な技術的な問題があるその他の業種のプロジェクトで投資規模が20億バーツを超えない（土地代および運転資金を除く）プロジェクトに対する投資奨励

(1.2) バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術の4グループのターゲット技術開発に関係する事業およびその技術開発の支援サービス事業におけるプロジェクト、または特別審議が必要な技術的な問題があるその他の業種のプロジェクトの全投資規模プロジェクトに対し追加の税務特典の付与、プロジェクトの改定変更、および事務局に委任していない全投資規模の奨励プロジェクトの実施期間の延長

(1.3) 技術及びイノベーションの研究開発においてメリットによる追加特典を申請するプロジェクトで投資規模が20億バーツを超えない（土地代および運転資金を除く）プロジェクトに対する投資奨励

(1.4) 技術及びイノベーションの研究開発においてメリットによる追加特典が付与されるプロジェクトの全投資規模プロジェクトに対し追加の税務特典の付与、プロジェクトの改定変更、および事務局に委任していない全投資規模の奨励プロジェクトの実施期間の延長

(1.5) 研究開発およびエンジニアリングデザインに対する生産効率向上措置に基づき投資奨励を申請するプロジェクトで既に操業している全投資規模プロジェクトに対する投資奨励

(1.6) 研究開発およびエンジニアリングデザインに対する生産効率向上措置に基づき投資奨励を取得しているプロジェクトの全投資規模プロジェクトに対し追加の税務恩典の付与、プロジェクトの改定変更、および事務局に委任していない全投資規模の奨励プロジェクトの実施期間の延長

(2) 下記の件の審査

(2.1) バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術の4グループのターゲット技術開発に関係する業種およびその技術開発の支援サービス事業において投資奨励を申請するプロジェクト、または特別審議が必要な技術的な問題があるその他の業種のプロジェクトで投資規模が20億バーツを超える（土地代および運転資金を除く）プロジェクトに対する投資奨励の審査

(2.2) 技術及びイノベーションの研究開発においてメリットによる追加恩典を申請するプロジェクトで投資規模が20億バーツを超える（土地代および運転資金を除く）プロジェクトに対する投資奨励の審査

(3) 委員会または委員長が委ねるその他の任務

3. 生産効率向上措置に基づくプロジェクト審査小委員会

3.1 構成

(1) 投資委員長官	小委員会委員長
(2) 投資委員会副長官	小委員
(3) 投資顧問	小委員
(4) 公害管理局の代表	小委員
(5) 代替エネルギー開発・効率化局の代表	小委員
(6) 工場局の代表	小委員
(7) 天然資源・環境政策計画局の代表	小委員
(8) 財政政策局の代表	小委員
(9) 工業経済局の代表	小委員
(10) デジタル経済推進局の代表	小委員
(11) タイ工業団地公団の代表	小委員
(12) タイ生産性協会の代表	小委員
(13) タイ・ドイツ職業訓練学校の代表	小委員
(14) キングモンクット工科大学トンブリー校・ フィールドロボティクス研究所の代表	小委員

- | | |
|---------------------------|--------|
| (15) 国家電子・コンピュータ技術センターの代表 | 小委員 |
| (16) 投資委員会事務局の係官 | 小委員 |
| | および事務員 |

3.2 権限および役割

- (1) 省エネ、代替エネルギー使用または環境負荷軽減、機械入れ替え、およびデジタル技術使用における生産効率向上の基準および／または指標の決定
- (2) 下記の件の認可・不認可の審査
 - (2.1) 以下に対する生産効率向上措置に基づき投資奨励を申請するプロジェクトで既に操業している全投資規模プロジェクトに対する投資奨励
 - (2.1.1) 省エネ、代替エネルギー使用または環境負荷軽減（太陽光発電システム設置による代替エネルギー使用の場合を除く）
 - (2.1.2) 機械入れ替え
 - (2.1.3) デジタル技術使用
 - (2.2) プロジェクトにおいて自動化システムまたはロボットを導入する場合のみの全投資規模の B グループ事業対象プロジェクトに対する投資奨励
 - (2.3) 第（2.1）項および第（2.2）項に基づくプロジェクトの全投資規模プロジェクトに対し追加の税務恩典の付与、プロジェクトの改定変更、および事務局に委任していない全投資規模の奨励プロジェクトの実施期間延長
- (3) 委員会または委員長が委ねるその他の任務

4. 法務小委員会

4.1 構成

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 法制委員会長官 | 小委員会委員長 |
| (2) 投資委員会長官 | 小委員 |
| (3) 法務省の代表 | 小委員 |
| (4) 工場局の代表 | 小委員 |
| (5) 事業開発局の代表 | 小委員 |
| (6) 関税局の代表 | 小委員 |
| (7) 歳入局の代表 | 小委員 |
| (8) カマリン・ピニットプーワドン氏 | 小委員 |
| (9) キッティポン・ウラピーパッタナポン氏 | 小委員 |

(10) 投資委員会事務局の係官

小委員
および事務員

4.2 権限および役割

(1) 委員会もしくは事務局が協議、または小委員会が審査のために委員会に提案することが適切であるとみなす投資に関する法律問題について審査・判断を行い、意見を述べる。

(2) 委員会もしくは事務局に対し投資奨励に対する実施上の問題および法的な障害について審査し意見を述べる。またその問題と障害を解決するための方法または対策を提案する。

(3) 委員会または委員長が委ねるその他の任務

5. 不服審査小委員会

5.1 構成

(1) 法制委員会長官

小委員会委員長

(2) 財政政策局長

小委員

(3) 工業経済局長

小委員

(4) 投資委員会副長官

小委員

(5) タイ貿易院長

小委員

(6) タイ工業連盟会長

小委員

(8) 投資委員会事務局の係官

小委員

および事務員

(9) 投資委員会事務局の係官

小委員

および事務補助員

5.2 権限および役割

(1) 委員会決議に不服申し立てがあった場合に検討・審査を行い、委員会に意見を提示する。

(2) 委員会に任命され委任されている様々な小委員会決議または委員会に委任されている事務局決議への不服申し立てを審査・判断し、委員会に報告する。

(3) 小委員会が審査したことについて事実または意見を述べるように関係者または関係政府機関を召集する。

(4) 不服申し立ての権利に関する規則、当該規則の不服申し立ての審査・判断方法を定める。委員会に承認された後、施行することができる。

(5) 委員会または委員長が委ねるその他の任務

6. 税務恩典小委員会

6.1 構成

(1) 財務事務次官	小委員会委員長
(2) 投資委員会長官	小委員
(3) 投資委員会副長官	小委員
(4) 外国貿易局の代表	小委員
(5) 関税局の代表	小委員
(6) 歳入局の代表	小委員
(7) 財政政策局の代表	小委員
(8) 工業経済局の代表	小委員
(9) 国家経済社会開発評議会事務局の代表	小委員
(10) タイ貿易院の代表	小委員
(11) タイ工業連盟の代表	小委員
(12) 投資委員会事務局の係官	小委員
	および事務員

6.2 権限および役割

(1) 減税額が 1 法人につき 1 年間 1 億を超えない場合において第 30 条に基づく原材料および必要資材にかかる税金の減税の認可・不認可の審査

(2) 下記の件の審査および委員会への意見提示

(2.1) 仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 49 条に基づく特別手数料の決定または第 50 条に基づく輸入禁止の事項

(2.2) 被奨励者の事業の保護、および保護に沿った被奨励者の製品販売の高度な販売価格の設定

(2.3) 税金、税制、徴収方法による投資奨励に関する苦情および問題・障害

(3) 委員会または委員長が委ねるその他の任務

尚、只今より有効とする。

発令日：仏暦 2563 年（2020 年）11 月 11 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー
 (プラユット・チャンオーチャー)
 首相
 投資委員会委員長